

第191号

2020年3月30日発行
 発行者 日本共産党利島支部
 笹岡 寿一
 〒100-0301
 東京都利島村850番地
 電話 04992-9-0191
 Eメール アドレス
 to_sasaoka@yahoo.co.jp



日本共産党利島支部機関紙

<知は力> 内容が豊富で、読みやすくて面白い
 「しんぶん赤旗」日曜版をご購読下さい [月930円]

村の政治は村の人々のために
 あります。皆さんのご意見
 ご要望などお寄せ下さい！

政権交代 一気にやらなくちゃ

共産党・志位委員長ズバリ

日本共産党の志位和夫委員長が大きく表紙を飾る『週刊金曜日』最新号(19日発売)は、志位氏の単独インタビューを6ページにわたり掲載しています。政権交代について「次の選挙で、一気に行くのか」と問われ、「一気に行く。一気にやらなくちゃ。今度の選挙で『政権交代を実現する』と言い切らないと野党の責任は果たせない」と語りました。

志位氏は、安倍晋三、菅義偉両政権のコロナ失政の「背景には何かがある」と問われ、政府がPCR検査を増やすことを怠ってきたことと国民に自粛を求めながら十分な補償をしてこなかったことをあげ、「科学を無視する姿勢。それと国民に自己責任を押し付ける。この致命的な二つの弱点が一貫している」と強調。「その根底に何かがある」と問われ、「自己責任」の押し付けは「新自由主義」の特徴だと指摘。医療費削減、保健所減らし、雇用の質の劣化などの政策を続けてきた矛盾がコロナ禍のもとで噴出していると述べ「その延長上でのコロナ対応になっている」と批判しました。

ほぼ一致していますから、政権交代が(参加への)一番の近道だ」と主張しました。

8カ月以内に行われる総選挙について、野党共闘で政権交代を実現し新しい政権をつくるために「最大限の力を注ぎます」と決意を述べました。

◆「政権協力」で状況は変わる

世論調査で野党の支持率が上がっていないことについて、「『自己責任の押し付けではなく福祉と暮らしを良くする政治の責任を果たす』という方向での共通政策を確認し、新しい政権で協力する。これが出せれば状況は変わる」と主張しました。

志位氏は政権合意をつくるため、1年半にわたりいろいろな話し合いをやってきたと説明。政権交代での連携の合意はできているが、「『新しい政権で共産党と協力する』という『政権協力』については合意に至っていない。その合意ができるかどうか、とっても大切です」と述べました。

政権協議が「今後、どのあたりが山場になるのか」と問われた志位氏は「もうそろそろ山場です」と指摘。「『政権協力』の合意に至った場合は選挙協力の度合いも違って来よう」と述べ、「『政権協力』ということは、簡単に言えば『枝野代表を総理大臣にする』という話です。それに協力していこうということなのです」と語りました。



◆核禁条約参加「一番の近道」

志位氏は、1月22日に発効した核兵器禁止条約に「核抑止力の正当性を損なう」として加盟に背を向ける政府の姿勢について、核抑止は「いざという時には核兵器を使い、広島、長崎のような非人道的惨禍を繰り返すことをためらわない」という立場だと指摘。「被爆国の政府がそういう立場を取るとするのは、根本的政治的墮落です」と批判しました。志位氏は「野党間では核兵器禁止条約への立場が

人にやさしい政治・菅強権政治と政権交代を !!



衆議院議員小選挙区
 東京3区 予定候補者

香西 克介
 こう ざい かつ すけ



党都副委員長・医師 谷川智行 衆議院議員 菅井 亮 前衆議院議員 池内さおり 衆議院議員 宮本 徹 山崎吉良(元)子 衆議院議員 坂井和歌子

#比例は 日本共産党

東京民報 ご意見・ご要望は 03-5972-1621、FAX 03-5972-1590
 2021年3月号外 日本共産党東京都委員会の見解を紹介しします。
 発行 / 東京民報社 (港区芝 1-4-9 平和会館5階) 1965年11月12日第三種郵便物認可



笹岡寿一の 議会報告



2021年度・第1回定例村議会は3月9日(火)開かれ、12日迄の4日間としました。議会は、12日から3月31日迄会期を延期しました。20日(土)に再開して、23日の午前11時30分に閉会しました。所信表明、行政報告と笹岡寿一議員の質問を中心に住民の皆さんに関係があると思われる、事業の要旨をお知らせします。議案については、「書き」により、今回は、12ページになります。発行が少し遅れましたことお詫びします。

3月議会では、このような事が話し合われました



所信表明

新型コロナウイルス感染症対策

村長 感染予防対策に加え、自宅待機等が難しい濃厚接触者のための一時滞在施設の活用や、不幸にも感染した方に対する見舞金の支給、感染者本人やその家族に対する誹謗中傷禁止の周知、コロナで減収になった方に対する国民健康保険税・後期高齢者医療保

険料の減免措置を図っていきます。**【小見出し】** 笹岡議員 本村では、幸いにも現在まで感染者は出ていませんが、島嶼では本村と新島村、青ヶ島村以外すべての町村に感染者が出ています。

大島町では、21名という多くの感染者が出ていて、内、高齢者の男女2名が亡くなっています。

感染者の一部は経路が不明と言います。

広尾病院がコロナ対策病院となったことで、次のような声が聞かれています。

① かかりつけ医との関係は、どうなっているのか不安。

島嶼の医療機関と広尾病院は電子回線で、患者のカルテ等病歴が連携対応されているが、それが他の病院に受診の際はどう連携されるのか不安。

② 島嶼会館から遠くなって通院が不安。

③ さくら寮のように、病院から歩いて行ける範囲内に安い宿泊施設の確保を求める。若しくは、宿泊費の助成を求める。

町村会、議長会でこうした住民の不安を解消するために、都に対策を講ずるよう要望することを求めます。

村が、村内の数か所に750万円

もかけて、大型ディスプレイ(電子画面表示装置)を施設する計画では、広報に設置箇所計画図が出ていたが、村が説明している目的とは裏腹に、多くの住民からは、「それが緊急で必要とは思えない。住民が施設場所まで、それを見に行くとも思っているのか。予算の無駄使いだ」といった、強い批判があります。予算は議決されてはいますが、「この際、住民の意見を聞き入れての見直しを求めます。村長の答弁を求めます。」

PCR検査の実施はどう取り組んでいますか。

ワクチン接種は、何時からになりますか。

村長 広尾病院のコロナ専門病院化は、この3月までと聞いています。3月を超えて長期化し、住民への影響が出てくれば、島嶼町村会を通じて要望していく。

デジタルサイネージ事業の契約は行ったものの進行管理の不手際もあり、工事の完成や支出には至って

おらず、次年度に繰越明許とさせていただきます。

住民課長

東京都に確認したところ、当村診療所医師に対するワクチン接種に関して、東京都島しょ保健所大島出張所の副所長(医師)に協力して頂くことが決定しています。住民に対するワクチン接種のスケジュールについては決まり次第、お知らせします。

PCR検査は実施されていない。抗原検査のみである。

生活習慣病予防事業

村長 糖尿病を始めとする、生活習慣病予防事業を予定していきます。また、診療所での支払いを、1か月分をまとめて口座振替できるようにします。

待機児童

村長 待機児童を出さないた

クリーン利用状況

報告 勤労福祉会館長

七島海運㈱ 11月・7回 12月・6回 1月4回 計17回
【貸出】1月・2回



めの保育士の確保、調理体制も含め、子育て支援の拠点となるよう環境作りを図っていきます。

教育環境の充実

【村長】令和3年度は、体育館に冷暖房設備を新たに設置します。

【笹岡議員】奨学金の貸付額を増額し、返済額を2分の1程度軽減されたいと要望します。

【村長】軽減することは財政的に難しい。

高齢者福祉

【村長】引き続き質の高いサービスを提供できるよう努めます。

【笹岡議員】電動カートの無償貸与と、既に購入されている人については、減価償却後の額を以ての買取策を検討すると言っていました。どうなりましたか。

【住民課長】無償貸与は、社会福祉協議会の人手不足が解消すれば、改めて再度相談していく。

【村長】既に購入済みの人からの買い取りはしない。

敬老祝い金

【村長】4月1日時点で存命であれば、全員に祝い金を支給でき

るように見直しを図ります。

【笹岡議員】見直しを図らなくても、すでに現時点でそのようになっているのではありませんか。

私は、「その人の誕生日をもって支給基準日とするよう見直された」と求めます。



支給日は、敬老祝日に一括でもよろしいかと思

ます。

「議論はありましたが、「誕生日を以て支給基準とする」と云う答弁は得られませんでした。」

地域文化の伝承

【村長】令和2年度中に大石山遺跡が完成し、歩道が整備されるとともに、遺跡部分も舗装され、縄文の時代を今に伝える史跡としてご覧いただけます。

産業基盤づくり

【村長】令和3年度は、製油センターの移転建設に向けた設計を新たに実施します。

そのため、農地の適正な管理等、椿を中心とした島づくりに向け、着実に実施していきます。

【笹岡議員】椿油産業の計画と現状認識との間に相当の開きがあります。

放置林の整備は実施できる状況にありますか。

【村長】外部からの移住者を活用しながら、生産力の維持を図っていく。管理に手間が掛からない方法や管理する椿林の面積などを検討していく必要がある。

ふるさと納税の返礼品

【村長】伊勢海老やサザエ、その加工品、さくゆり焼酎を利用することにより、寄付額の向上に繋げるとともに、全国における利島の知名度を上昇させていきます。

観光施策

【村長】観光施設に頼ることなく、何もないことを売りにしながら、新たな施設に頼らず既存施設を活用した観光振興を進めていきます。宮塚山登山道の定期的な除草や、利島村ホームページのリニューアルを行うほか、イベントについても積極的に協力、参加し、利島のPRに努めていきます。

雇用施策

【村長】委託や会計年度任用職員の活用が可能な業務は、積極的に導入を進めていきます。

【笹岡議員】「見直し」という名の下での、一般競争入札で、村は、事業費が業者責任において引き下げられるメリットがあるかもしれませんが、それまで業務委託を受けて機器類を整備してきた業者は、「仕事を失い、その企業で働いていた人たちも含めて失業する」という事態が起きています。

会計年度任用職員の活用による人たちは、身分が不安定で、「今は働いていても、来年はどうなるかわからない」と云った、常に不安な状況下に於かれます。

【村長】この状況をどう見ていますか。「良し」としていますか。

【村長】入札については、叩き合いが生まれそうな状況であれば、最低制限価格を導入していく。

会計年度任用職員は、本人の事情で退職しない場合は、継続任用を前提にしている。特に高齢期の雇用として、会計年度任用職員制度を活用していきたいと考えている。

へりこむニキューター

【村長】年間就航率が90%を超える確実な移動手段である反面、割高な運賃が課題でした。

利島く大島便に加え、新中央航空(株)の大島く調布便、及び新島く調布便も、島民割引が適用されるようになった。

【笹岡議員】チャーター便搭乗の助成要綱は決定しましたか。村長は前議会で「定期便について、搭乗率の向上につながるような、別の助成を検討している」と答弁しています。「別の助成」とは如何なる施策ですか。

【村長】現在行われている70歳以上や、施設入所者への運賃助成を全世代に拡充することを検討している。

IP告知端末機と防災行政無線放送

【村長】村内の光ファイバー通信網の整備や防災行政無線のデジタル化、村内7か所へのフリーWi-Fiの導入を行うことができました。

【笹岡議員】以下について、村長に伺います。
① IP通信は、「受信者から緊急時など村に送信できるシステムは可能だが、時間がかかる」と言っ

います。それには、どの程度の時間を要しますか。

併せて、双方向通信とは、如何なる通信ができるのか説明を求めます。

② タブレットの活用について、広報で述べていますが、村の情報を伝える為の活用を進める前提としては、利用料を無償化されたい。

それには、Wi-Fiアンテナを3〜5本程度施設して「利用料を村が負担すれば、住民が無料で利用できる」と言う話があります。

この施策が可能ならば、このアンテナから地域、構造物等の障害で受信できない契約者に対しても、差別が生じないように、個別に施設したWi-Fi利用料を無料とする措置を講じるよう求めます。

③ 2月の広報では、「防災行政無線の免許は、災害や人命に関する情報となっている。」

そのため、これまで長年放送してきた、船舶の就欠航、他の放送は目的外利用であり、取りやめる」旨の記載があります。

これを知った住民から不安感を訴える声が多数聞かれています。

この変更措置は、国(総務省)の通達によりですか。

【副村長】村内全域にWi-Fiアンテナを張り巡らすのは、極めて大きなコストがかかる。

インターネット接続手段がない方には、携帯電話のモバイル通信でタブレットを利用できるようにするのが現実的と考える。

スマートフォンがあれば、タブレットの情報を外でも見られるほか、デジタルサイネージや利島港運航ダイヤル、水揚げ情報は電話がかかってくる仕組みやショートメール配信により

情報を得られる。法令を守りながら、多様な情報入手手段を提案していく。

タブレットに住民が慣れるまでの一定の期間に限っては、激変緩和として、一部の行政放送も継続していく予定。



「村は、「防災行政無線放送(以下放送と言います)は、電波法で、規定されており、法令順守と、新たにタブレットという代わりになる別の手段が導入されたことから原

則放送をしないことにした」と広報の特集号を配布していました。

他の議員が、「関東無線通信局では、『電波法に反する』とは言っていない」と指摘されると、副村長はそれを認めた上で、「職員の労力の軽減化を図るのが目的」と答弁していました。

放送は、災害時に限らず、日常の行政から住民への知らせを始め、その地域の市町村長が必要と認める放送は、法律で許されている制度です。

数十年も前から、本村はじめ、伊豆諸島の町村に限らず、全国の自治体で、その地域に必要な事は何処でも放送されてきています。現在でも全国で、何ら規制されることなく、放送されています。

それにも拘らず、この度、本村は、「法律に違反しているから」と言って、条例改正も待たずして、議会にも相談すらすることなく、突如一方的に放送を打ち切りを公表していました。

船舶待合所や漁協からは、既に放送施設は撤去されています。漁協では、「職員が無線技術士免許を取得するなど努力してきて

いて、放送施設の存続を依頼して

要請してきたが、聞き入れてもらえなかった。何とか復活して欲しい」と言っています。

他の議員からは、「庁舎の屋上に桟橋に向けた定点カメラを設置しても遠くてよく見えない。

それよりは、(株)TOSHIMAに放送施設を置いて、災害や事故ある時は、そこから放送できるようにするのが現実的ではないのか」という指摘もありました。

放送に関連して、住民に配布される前に、議員だけに配布された特集号には、「議員の承諾を得ている」と云う記述を見た議員が、総務課長に「自分は何も聞いていない。こういう書き込みは良くないのではないか」と話をしていました。

後日、同議員は村に電話して、電話口に出た日直していた職員に事情を話して、その後どうなったか、聞いたところ、この職員は、「自分には分からないので、伝えておくと云っていた」と言います。

ところが、この件は、その後とんでもない事件に発展します。3月1日の朝8時25分、副村長から議員に電話で、「貴方を告訴する。近い内に連れて行かれると思う」との通知に始まりです。

突然の通知に驚いた議員は、「告訴する理由は何か」聞いたところ、「職員に対する強要の罪だ」との事だったと言っています。

議長にも、同日同様の通報がされてきました。議長への話は、「告訴を検討している、と云っていた」と言います。

この事件は、その後、議員協議会で議員から報告されました。議員協議会では、「議員だけの話では分からない。行政の話を確認して欲しい」と云うことになって、後日行政との面談をしています。

その際、行政の了解を得て録音しています。行政が、「現職の議員を告訴すると云うのは、唯事のことではない」と思った私は、事実関係を確認することが、何よりも大事と考えて、後日の議会で質問しました。

総務課長は、「議員の話を聞いて訂正したことは事実だが、強要されての訂正ではない」と明言していました。

その後の議会に於ける、私の質問に、村長は「職員の権利を守るのは、自分の責務」と言う一点張り、肝心な事実関係の説明は、

最後までしませんでした。

職員に限らず、人権を守るのは、何も村長に限ったことではなく、我々議員に於いても、誰言うまでもなく、至極当然のことです。

要は、この事件で現実、「議員に脅されて恐怖を感じて、何かを強要された職員が居たのか」が問われているのであります。

その後の面談の席上で、村長から「告訴は取り下げるとの表明があった」と聞いています。

しかし、「告訴する」と、言われた議員からすれば、肝心な事実関係の説明もされないまま、告訴されたのでは、元々告訴される覚えのない本人にとっては、刑事被告人になることであり、後に、「告訴を取り下げたから」と言われて済むことではありません。

私は村長に、「容疑の説明もしないままの告訴は、告訴された人からすれば、逆に名誉棄損や脅迫されたことにもなる。「告訴する」と言った説明が出来ないなら、当然謝罪あつてしかるべきではないか」と質しました。

村長は、「謝罪する考えはない」と言っていました。話は変わって、タブレットに関する

る条例改正は、3対2の賛成多数で可決されたかにありますが、施行期日の定めのない条例であり、条例としての形を整えていません。

私は「瑕疵(誤った)の議決で無効ではないか」と指摘しました。

条例が無効となれば、可決したかに見える予算自体、論を待たずでもなく、全て効力を失います。

「コンプライアンス」だの「法令順守」だの言いながら、そんなことはお構いなしに、村政を運営しているのでしょうか。

昨今の住民の間には、前田村長による、余りにも強権的な村政運営のやり方に、戸惑いを超えて、怒り交じりの大きな不信感が波打って拡がりつつあります。

村は、防災放送とタブレット通信について、「住民説明会を開く」と言っています。

多くの皆さんが説明会に参加されることを呼びかけます。〓笹岡

利島村の今後のエネルギー施策

村長】再生可能エネルギーを活用し、10年以内に村民のエネルギー料金負担額を50%(半額)以下にしていきたいです。

この一環として、浄水場に太陽光発電装置を計画しています。これに伴う村民への具体的な還元として、勤労福祉会館でのスマホ充電の無料化やボウリング料金の値下げ、電気自動車用の無料充電ステーションの設置などのサービス提供を検討中です。

笹岡議員】村長の構想自体には、さしたる異論はありません。そこで、何点か伺います。この発電事業は、将来ともに「村事業」として運営していくと云うことですか。【答弁なし。〓笹岡】

笹岡議員】10年以内に村民のエネルギー料金負担を「半額以下にする」と云うのは、その先「100%にする」と云うことで、住民は電気代やガソリン代などのエネルギー負担は無くなる」と云うことですか。それは、何年後を想定していますか。現実性のない、全くの絵空事ではないでしょうか。

村長】エネルギー利用者の好みや使用状況、エネルギー機器の発展の様子にもよるが、段階的に100%になっていくと想定している。笹岡議員】この施設の設置に要する面積はどの位ですか。村長】全体で必要な面積は、

大略1〜2ヘクタール(1ヘクタールは、100メートル四方)程度と予測される。笹岡議員】広大な面積だが、国の公園法の規制もあり、用地の確保には不安があります。給配電には、東京電力(株)が施設している送電線や変電装置を利用するのですか。

村長】電力事業者へ相談、協力をお願いすることは不可欠と考えられる。笹岡議員】太陽光にしろ、風力にしろ蓄電装置等も含め、耐用年数は何年ほどですか。村長】15〜20年前後と想定される。

笹岡議員】住民のエネルギー負担軽減の一環として、「浄水場に太陽光発電装置を計画」と云うのは、理解できません。単なる「口実に過ぎない」気がします。村長】村内の電力費負担は、2,000万円を超えている。村民のために出来ることは、一日も早く進めるべきと考えます。笹岡議員】住民からは村職員、教職員等の公務員を除く、有権者の過半数の方々が「時期尚早である。他に優先されべき課題がある」と

との認識から中止を求める署名陳情が出されています。村長】遅らせることは、住民生活にとっても環境、防災力強化にとっても意味がない。笹岡議員】かつて、住民の中には、「村長が強引に押し進める裏には、本人が大手の電機メーカーに長年勤務していた関係で、その約束事でもあるのか」というような声も以前聴かれました。村長】裏も表もなく、故郷の利島への最後の恩返しと考えた。笹岡議員】私は、都が取り組んでいる小笠原村母島の調査結果を待つて、検討されたらと考えるものです。母島では、「用地は、都所有地・村所有地を提供し、施設の建設と運営は、東京電力(株)が行う計画」と云う話を聞いています。村長】利島と母島は環境は異なっており、それぞれその地域に最適な形態を選択することになる。母島の結果を待つ必要はなく、一日も早く進めるべきである。事業費負担については、議員の懸念の通りであり、国や都のご支援を活用していく。【簡易水道施設に設置する太陽光発電施設に要する事業費は

1億7千万円余です。

その内、6千万円程は補助金対象ではなく、村の自己財源による負担となります。但し、この負担の内1千6百万円余は都の補助金が出る可能性があると言っています。村長は、「それが無くても実施する」と言っています。||笹岡|



新型コロナウイルス感染症予防対策会議

副村長「村内施設等の開庁時間の見直しや休館、飲食店に対する午後8時までの時短営業の要請、民宿に対する観光客の受入の制限の依頼とこれに伴う補償としての支援金15万円の支給した。

東京都の「都民の声」に寄せられた利島村職員に関する苦情

副村長「東京都の生活文化局が運営している都政に対する提言や要望等をウェブサイトにEメールや、手紙で投稿できる「都民の

声」という窓口があるが、利島村役場の職員に関する苦情や情報提供が急増し、令和2年12月1日から令和3年2月15日までに寄せられた声は、通算41通に及ぶ。

事実確認を行い、私自身も含めて綱紀の保持と服務規律の徹底について改めて再徹底し、皆様に信頼される行政運営を行っていく。一方、事実無根の特定の職員に対する誹謗中傷や名誉棄損については、しかるべき機関に相談や捜査を依頼することを検討していく。

成人式の実施

教育長「利島村成人式を1月2日に行った。

新成人2名を迎え、家族、来賓、事務局を含め、19名の参加を得て実施した。今年度は、新型コロナウイルスの感染予防のため、祝賀を自粛し、式典のみ実施した。



小中学校の修学旅行、及び島外学習

教育長「中学校2年生が1月13、14、15日に大島において、小学5、6年生が2月13、14日に新島式根島において島外学習を行った。中学3年生は、修学旅行として、3月10、11、12日に三宅島に出かける予定である。

伊豆大島近海地震

総務課長「12月18日(金)18時09分 地震発生 利島村・震度5弱

村役場職員は、直ちに地震被害状況の把握を行った。女性職員4名、手分けして要支援者への安否確認の電話連絡を開始して、要支援者(高齢独居、高齢夫婦)10組全ての安否確認を完了した。消防団の班長以上を召集して、村内巡視を開始し、異常がないことを確認した。

翌日12月19日(土)に地震情報連絡会議を開催し、第1非常配備態勢を動員し、役場職員による村内巡視、消防団による村内民家の巡視を行い、被害状況を確認後、連絡会議を解散した。今回の地震において幸いにも人的被害はなかった。

情報通信基盤整備事業

総務課長「防災行政無線のデジタル化に伴い、現在ADSLを利用の方には光ファイバーへの乗換助成金を支給する。タブレットを利用するためのインターネット環境がない方には、NTTドコモ回線を使ったモバイル通信ルーターを無償貸与し、通信料無料でタブレットを利用できるように見直す。

ごみ収集・分別の直営

産業・環境課長「1月より、直営で事業を実施しているが、職員の負担は増加されているが、可燃ごみや不燃ごみの減量化や村内美化の推進が図られた。

椿害虫調査

産業・環境課長「2月16日より成虫発生状況について、村内10か所を実施している。状況によっては生産者による薬剤散布を4月下旬より実施する予定である。

都道の改修

産業・環境課長「東京都大島

支庁土木課担当が来島し、都道の勤労福祉会館から保育園にかけての路面排水を行っている区間について、道路側溝を設ける改修について説明があった。



質問に先立って

笹岡議員 冒頭質問する「副村長の東京都への通知メールと、これに伴う職員の懲戒処分」の件は、全議員に関係する事案であるところから、先日の議員全員協議会(以下「議員協議会」といいます)で「私下の一般質問としてはなく、別途議案として集中審議が好ましい」と提案しましたが、本件は、「議員に対する侮辱ではあるが、と言って、議会で取り上げれば、利島の恥の上塗りになる」と云った理由で、全議員による集中審議はしないことになりました。私は「上塗り」と云うことは、元はと云えば、副村長が本事件を実行した行為自体が「利島の恥」であることに間違いのないことであり、これを、「そのまま」無かったことにすることは、出来ない」と考えています。



副村長の東京都への注進メールと、これに伴う職員の懲戒処分

笹岡議員 村長は、職員を昨年12月24日付で、今年1月1日から3月31日までの3ヶ月間の停職処分としました。これが、その「懲戒」文書の写しです。

本件は、昨年10月6日に行われた村議選の翌日、7日の午後、田中副村長(以下「副村長」)が、前日当選したばかりの新人議員を含む、全議員に対する同人の見解として、村政に批判的で反村政派の議員と賛成のスタンスの議員とに色分けした上で、「反村政派が多数となり、村長の不信任案動議が出される可能性がある。」

その場合は10日以内に議会を解散するとして、利島村村長、同総務課、東京都総務局行政部、並びに同大島支庁(以下「東京都等」という)宛に、議会解散の手続きについて教示を求めたものです。

これが、メール文書の写しです。その挙句の果てに、「自分の首も怪しくなってきた」と、私的な身分の危機感を訴えた文書メールを東京都等に送信した行為を当該職員が「外部に知らしめた」として、地方公務員法第34条に定める「公務上知り得た秘密を漏らした」として「地方公務員法第29条により処分した」としているものです。

初めに、総務課長に伺います。副村長が当該文書を東京都等にメール送信したのを知ったのは何時ですか。

総務課長 10月7日です。

笹岡議員 10月7日の何時ごろですか。

総務課長 時間は、覚えていません。

村長 笹岡議員に伺います。議員が、どこからの情報を元に質問しているのか分かりませんが、このような質問をしていいんですか。

私は、この件については、係争中であり、何を聞かれても答弁する考えはありません。

議員の質問権は、何人にも干渉されることなく保障されているものと認識しています。

今の村長の私に対する質問は、議員の質問権を損なう発言であり、容認できるものではありません。

取り消されたいと思います。その分の時間延長を求めます。

議長 笹岡議員の質問時間を15分ほど延長します。

笹岡議員 次に、同じ質問を各管理職職員に伺います。

管理職職員 答弁出来ません。

笹岡議員 最後に、同じ質問を村長に伺います。

村長 係争中であり、答弁できません。

笹岡議員 本村行政の常勤特別職の要職にある副村長が、住民に選出された議員たちを「どう評価するか」は、私人としては、同人の勝手かも知れませんが、それだからと言って、公務として議員を反村政派の議員と賛成派の議員とに色分けして、東京都の複数の関係管理職職員らに注進に及んだ行為は許されるものではありません。

ここに、「反村政派の議員」と言われている議員たちは、事の如何を問わず、村政にやみくもに「何でも

反対する議員」と言われているようもので、事実を無視した議員の名譽を損なう侮辱した通報行為そのものであります。

一方、「賛成スタンスの皆様」と言われている議員たちは、副村長のお気に入り、村政運営に期待されているかのように見えても、これは、この議員たちは、仮に「是々非々」などと言ってみたとすると、村政に何があっても物言わず賛成する「イエスマン議員」と言われているようなもので、これまた事実を無視した議員の名譽を損なう侮辱した通報行為そのものであります。

現に、賛成派と言われている議員の皆さんは「これまで全て賛成してきた」訳ではない」と先日の議員協議会の席上で述べています。

この事実、これまでの間に、私も少なからず承知しています。

要職にある副村長が、東京都に議員を色分けして注進に及んだ行為は、本村の議員のみならず、選出した有権者共々侮辱し、冒瀆する行為に他ならない」と考えるものであります。

同時に、こうした注進行為は、い

を煽ることもなかりかねません。

副村長が東京都に注進した行為は、公序良俗に反する行為であり、かつ公益に反した行為であることは明らかであります。

発覚後に自己にとつて不都合となれば、保身を図らんがための策として「公務上の秘密」と規定づける不条理を公益通報者保護法、刑法との関連も視野に入れて質した

以上、以上、以上、以上、以上の事項について、項目ごとに順次伺っていきます。明快な答弁を求めます。

笹岡議員 副村長に伺います。貴方が、反村政派の議員と賛成派のスタンスの皆様との色分けした根拠は何ですか。

副村長 答弁出来ません。

笹岡議員 それを、東京都に注進に及んだ理由、及び目的は何ですか。

副村長 答弁を控えさせて頂きます。

笹岡議員 10月の臨時議会では、貴方が想定した通り、貴方が言うところの、村政に賛成派のスタンスの皆様から議長が選出されています。しかし、貴方が、推測した反村政派による村長に対する、不

信任動議は出されていません。

これは貴方が、東京都へ注進した
ことよって、都から反村政派の議
員たちに対して、「何らかの動きが
あつての効果」とみていますか。

少なくとも私自身は、都から如
何なる話も聞いていません。

都道府県行政が、管轄自治体
からそんな「通知を受けた」からと
言つて、自治体の個々の議員に何ら
かの行動を起こすことなど「あり得
ない」と考えています。

副村長 答弁を控えます。

笹岡議員 次に村長に伺います。

地方公務員法第34条に定める「秘
密」とは如何なる事案と認識してい
ますか。

村長 答弁を控えます。

「笹岡議員 処分理由には「職務
上知ることのできた秘密を洩らし
た」とあるだけで「如何なる秘密を
漏らしたのか」「秘密」とする内容の
表示はありません。

表示してない理由を伺います。

村長 答弁を控えます。

笹岡議員 「公務の運営に重大
な支障を生じさせた」とあるが、11
月6日以降12月24日の処分通達
日までの間、具体的に如何なる支
障が生じているのか伺います。

この間、当該職員は職命により、
島内、島外での業務研修を受けて
います。

村長 答弁できません。

笹岡議員 ここで、再び副村長
に伺います。

貴方が、「私の首も怪しくなつて
きた」と自身の身分に不安感を表
明して、公務として訴えている根拠
と目的は何ですか。

副村長 お答えできません。

笹岡議員 更に、副村長に伺い
ます。貴方が、一連のメール文書を
以て東京都に注進した目的は何で
すか。

副村長 答弁できません。

笹岡議員 ここは、警察でも検
察庁でも裁判所でもありません。
私は貴方が執行してきたこと
について伺ってきました。

職員を処分しておいて、その説明
は、口をつぐんで一切しない。
答弁拒否です。

そうまでして自分の保身を図り
たいですか。正しいと思うなら堂々
と説明し主張したらどうですか。
恥ずかしいとは思いませんか。

副村長に改めて伺います。

貴方の教示要請に対して、東京
都からは、如何なる回答がありま

したか。議員協議会では、議員の皆
さんから「都から、どのような回答
があつたのか知りたい」といった発言
がありました。申し添えておきます。

副村長 お答えすることはあり
ません。

笹岡議員 本村には、助役から
法改正による副村長を含めて、過
去に6人の東京都の職員が外向し
て就任しています。

就任期間中、村議員選挙に遭
遇した人もいます。

本村の助役、副村長に就任して
いる人は、東京都以外からの就任
者も含めて多数いますが、こうした
注進行為をした人は、ただの一人
もいません。

この度、こうした行為が幹部要
職にある副村長によって秘密裏に
行われていたこと自体、村政史上、
前代未聞の異常な事態であります。
こうした事件は、「おそらく、全
国の自治体でも事例がない」と思い
ます。

これを以て「公務上の秘密」と主
張する論は、自己本位の「非民主
的で、独善的な主張であり、認容
しがたい論調と認識します。

副村長が東京都に注進した、「そ
の行為責任こそが問われる事件」

と認識しています。

何故に、こんな事をしたのか。

そこで私は、村長は当該職員に
命じた、懲戒停職処分を直ちに取
り消して、同職員の名誉を回復す
る措置を講ずるとともに、この間の
支給停止していた給与、その他の
関係費用を処分以前に遡及して
全額支給することを求めます。

その上で、処分権者たる村長自
らの責任を明らかにして、謝罪する
意思を公に表明すべく、文面を広
報に掲載することを求めます。

併せて、副村長に対しては、当該
職員、及びその家族に対する謝罪
は勿論のこと、注進した行為者た
る同人の責任を明らかにして、同
職員の名誉を回復する措置を講
ずると共に、公に謝罪する文面を
広報に掲載することを求めます。

更に、東京都に対しては、先に注
進した非違ある行為による文書を
取り下げ、命ずるとともに、
その結果を広報に掲載して公表す
ることを求めます。

村長「答弁なし。」「笹岡」
笹岡議員 処分された職員は、
公平委員会に不服申し立てをした
理由について、「こうした行為が村
政の下にあつてはならない。職員が

公務員としての住民に対する全体
の奉仕者として尽くしていくために
は、こうした陰険で陰湿な行為は
許されてはならない。

職員皆が意欲的に働けるために
は、秘密裏に行動する上司に怯え
ながら勤務するような職場環境は
変えていきたい。

私への処分は、職員に対する見
せしめであり、私は、その犠牲かも
知れないが、後悔はしていない」と真
意を述べていました。

「ちなみに、同職員は3月末日
を以て本村職員を辞職します。

つまり当人は、停職処分期間を
全うして退職する訳です。

当人は、公平委員会への不服申
し立ては「取り下げない」と言っ
ています。

その理由は、「自分は何ら間違つ
たことはしていない。副村長の執つ
た一連の行為は、公序良俗に反し、
公益に明らかに反するものである。
自分がなした行為は、地方公務
員法に定める『業務上知り得た秘
密を漏らした』という規定には抵
触しない。

田中副村長は、「議会を1日で
終わらせる」など、行政職員が言っ
てはならないようなことも議会前

ごとに庁内で平然と話していた。結局、議場では、議員に指摘されると謝罪していた。こんなことがまかり通るような職場では、職員たちは住民のための仕事などは到底おぼつかなくなる。



らであります。

島のためには、職員がのびのびと働ける職場環境が大切だ。そのためにも、自分は犠牲をいとわないし、後悔はしていない。利島での生活は3年間と云う短い間だったが、利島の人たちは皆んな親切でいい人だ。

こんなことが村役場の職場の中ではびこっていったら、職員たちは物言えない、暗い職場になっていくのは、火を見るより明らかです。

去るのは残念で、本当に辛い。もつともつと長く勤めたかった。好きな利島の人たちのためにも

村がくしゃみをすれば、住民は熱が出ます。村の職員が黙り込んだら、住民は黙り込みます。

公平委員会に審査請求して、村長、副村長の理不尽で顕示欲に満ちた彼らの村政運営の在り方を正すために訴えていきたい」とこのように言っています。■笹岡

住民の幸せと村の発展のためには、あつてはならないことです。声を上げることが大事です。被処分職員が東京都市町村公平委員会に不服申し立て(審査請求)している今日、今や住民の間には、本件処分に伴う行政に対する不信感と同時に不穏な状況が広がってきています。

笹岡議員 私が、本件に関わるのは、住民のために日夜献身的に働く、多くの職員たちを励ますことと思つてのことです。

村長、及び副村長の非違ある行為によつて、村内に生じている、こうした状況を速やかに払拭すべく努められることを望みます。

その思いから、正義感の強い若き職員を、教育指導する立場にある幹部職者が、自己の不純な私欲的な保身のための策から、見せしめに懲戒処分した行為が許せないか

村長 最初に申し上げたとお

り、係争中ですので、答弁は差し控えてさせていただきます。

笹岡議員 副村長も同じ答弁ですか。

副村長 同じです。

「職員を処分しておきながら、自分の保身のためには、自らは何を聞かれても答弁を拒み、管理職にある、全職員に口封じをしてまでして、議会には説明しない。」



笹岡議員 本件は、島しよ全町村民共通の切実な要望課題となつていきます。

私は、日本共産党の島しよ議員団、同都議団と力を合わせて、引き続き東京都に対して助成措置を要望していきます。

村長に於かれては、積極的に都に要望されるよう求めます。

村は、従来から継続要望してきている「島外診療の際の旅費助成を1回につき、2万5千円を年6回まで助成されたい」と要望します。村長の答弁を求めます。

住民課長 東京都に対する財政支援については、引き続き島しよ町村会・議長会などと連携して要

これが、今の村政の実態です。こんなことで、住民から信頼され、期待される村政運営ができるのでしょうか。私は、職員たちが、日常的に村人と交流し、情報を共有しながら、「住民のために仕事の出来ることに誇りをもって、職務に励めるような村役場であるために」今後も皆さんと一緒に努力していきます。■笹岡

これが、今の村政の実態です。こんなことで、住民から信頼され、期待される村政運営ができるのでしょうか。私は、職員たちが、日常的に村人と交流し、情報を共有しながら、「住民のために仕事の出来ることに誇りをもって、職務に励めるような村役場であるために」今後も皆さんと一緒に努力していきます。■笹岡

望していく。通院費助成については、現行のとおり。



笹岡議員 株TOSHIMAは、承知の通り、前梅田和久村長の下で椿林地の更新事業を目的として、官民共同出資による、第3セクターとして設立した会社です。

その後、現前田福夫村長になつて、社名を変更し、村長だけが株の100%を有する、完全な村営の第1セクターとして定款を変更して、現在に至っています。現在の事業は、もつぱら船舶の

扱い業務です。同社は、「当初の設立目的からしても、経営実態としても、利益追求を目的とする民間の株式会社とは、趣旨が異なる」と認識しています。

同社の決算報告によれば、この過去2年間の累積だけでも、2千万円近い利益金が出ています。その結果、既に800万円にも及ぶ税金を納付しています。

この納税額は、株式会社と形を変えてはいるものの、実態は全額村負担によるものです。

更に、今年度分の決算見込みでは、600万円余の剰余金が見込まれる状況にあります。

それにも拘らず、村長は、この利益金について「村がいったん払い出した委託料は利益金が出たからと言って返還させることは考えていない。会社が自由に使うこととしています。更に副村長は、他の議員の質問に「支出した委託料を返還させることは、法的に問題があり、返還は求めない」としています。

株主が民間ならば、この論は当然です。しかし、当社の株主は100%村長です。返還されれば、その金額は当然村財政となります。村には、納税の義務はありません。

ん。「財政が厳しい」と言いながらの、こうした予算執行をするのは「全くの愚策」とは思いませんか。

私は、決算時に剰余金を返還させることは、委託契約書に記載して締結すれば、合法的に充分可能と考えます。住民の要望は拒絶し続ける一方で、返還を求めようとしない政治姿勢は「許容し難い」と云うしかありません。

返還措置を講じて、村財政の住民のための効率的活用を図るよう求めます。

副村長 議員からは、兼ねてから本件については「要望いただいており、東京都にも返還はできないのかを確認したが、契約において委託料の返還を求めることができるのは、契約解除があった場合か、委託業務を遂行することが困難な場合であり、委託した仕事内容を確認になされている限り、企業が自助努力で得た利益を一方的に返還させるというのにはできないということであった。

この度、判例等も確認し、最高裁の平成24年4月23日判決で「公益違法支出損害賠償請求事件」という事件があり、過大な支出に対して差額の賠償責任を地方公

共同体に求める住民訴訟が起こされたケースもあるが、裁量権の著しい逸脱やその濫用に当たらないと認められない限りは、損害賠償責任は生じないとされている。

笹岡議員 東京都の見解や最高裁の判例は、状況の前提条件が異なります。私は、これまで「契約書に書き込んで契約していれば、民法上契約は双方が順守する義務があるので、返還は可能ではないか」と申し上げてきました。

本件は、村長自身と受託者双方に於いて、これまで契約してきた契約書に「返還させる」と返還期日まで明記して書き込んである訳ですから、村長は、当然契約どおり償還させる義務があり、受託者は、返還する義務があると考えます。

村長 今後は、「返還しなくても良いように、契約変更することを検討したい」と考えている。

笹岡議員 今後契約変更して返還する義務を無くしたとしても、そのことを以て、これまでの契約不履行の責任が消滅することにはなりません。

元監査委員に報告されている、金額329万円余と、二〇二〇年程の利益金額約2千万円は数値が分か

かっています。しかし、これとて監査している数値ではありません。若しも、決算書にある利益金が、それ以後に於いて、費消されていれば、その相当額は賠償責任が問われる可能性も生じてきます。

ここは、監査委員に村長名を以て監査を依頼して、金額の確定を図ることが、急ぎ要されると考えます。その結果は、当然議会に報告されなければなりません。

「本件は、元監査委員の協力を得て監査する話がありました。後日、元監査委員が、「その任務を辞退する」と云ったこともあって、監査委員から、「全ての監査はしない」旨の話も出ています。

全ての監査をしないのであれば、現在までに行政から報告されている資料を以て質問するしかありません。それを受けて、私は、後の予算案審議の中で質問しました。

以下は、その模様です。||**笹岡**||

笹岡議員 行政が示した資料によると、過去5年間の利益金の総額は、3千万円程になります。

契約書には、「利益金は、5月31日までに返還する」となっています。

村長 契約書には、「過払い金」となっている。これはあり得ないこと

ある。従って、「返還する」と云うことにはならない。

笹岡議員 「あり得ない」と言っても契約書には、5年以上にわたって、「実費清算を以て、過払い金は返還する」となっており、(株)TOSIMAの代表者は、「その責任を負う」と毎年明記しています。

今、ここで言葉遊びをしている場合ではありません。

実費に対して、払い過ぎているのが過払い金であって、それによって生じた金額は利益金になります。

その証拠に、利益金に相当する税金を納付しています。

村長 過払い金と書いてはあるが、利益金のことではない。

笹岡議員 利益金でなければ、何故に納税しているのですか。

契約書には、「実費の清算を以て、過払い金がある時は、返還する」と明記してあります。



返還すべきではありませんか。

村長 議員とは、見解が異なる。

笹岡議員 自分で契約書に「過払い金は返還する」と書き込んでおいて、「見解が異なる」と言っ

される問題ではないと思います。

「村長は、「過払い金はありません」と言っている。剰余金を返還する考えはない」と言っています。

村長は、任期中の過去5年間にわたって、「過払い金がある時は、5月31日までに返還する」と自ら契約書に明記して、契約しているが、今になって「過払い金と云うのは、あり得ない間違いだ」と言っている。今になって「過払い金と云うのは、あり得ない間違いだ」と言っている。今になって「過払い金と云うのは、あり得ない間違いだ」と言っている。

先日の議会では、「100条委員会を設置して、調査をすべき」とする議員提案がありました。

今後の扱いは、議会での100条委員会による調査の結果によることになるのか。或いは、民事訴訟になるのか分かりません。

いずれにしても、契約書に明記されていることからして、当然返還すべきではないでしょうか。

他の議員からも、再三指摘されています。仮に、(株)TOSIMAから、3千万円余の金が返還されれば、太陽光発電事業に伴う村の自己負担額6千万円との合計では、1億円近くにもなります。

これだけの財源が、住民の日々

の暮らしの応援に利用される

なら、島外受診の際の旅費助成

金の1回につき、2万5千円の支給

や電動カートの無償貸し出し、奨

学金の返済額の半額免除などは

充分できます。補聴器の購入も、

10万円相当額の80%を補助して

も、東京都が補助額の半額の4万

円を補助しますから、村の負担額

は、実質4万円程度です。

その結果、住民の自己負担額は、

2万円程度です。

初年度に仮に、10人の人から申

請があったとしても、村負担額は

40万円程です。

去る環境にあります。

しかし、残された私たち住民

は、そうはいきません。

私は、何時でも、何でも、住民の

皆さんと一緒に考えて活動してい

きたいと考えています。Ⅱ笹岡

笹岡議員 質問通告した、「補

聴器の購入費用に対する助成」に

ついては、答弁書にある答弁を以て、

今議会では再質問せず、機を見て

改めて要望することになります。

【笹岡議員】「校舎の防水対策

と電子機器及び楽器等の防湿の

ための電気代の負担」については了

解しました。



れませんでした。

ごみ処理体制については、9百

万円余の費用を以て、業務委託

する予算がありますが、「具体的

な受託者の目当てはない」との事

で当面は、村職員によって処理業

務がされることのようにです。

防災行政無線放送とタブレット

通信事業、再生可能エネルギーの

太陽光発電事業、(株)TOSHIMA

の剰余金の返還については、村長の

所信表明に対する私の質問を参

照下さい。

尚、防災行政無線放送と、タブ

レット通信事業に関しては、各々

条例改正案が提案されました。

私は、新年度当初一般会計予

算案には反対しました。

理由は概ね次のとおりです。

一、従来実施してきた防災行

政無線放送をタブレット通信事業

があるからと云って、取りやめるの

は、法令違反などと虚偽の理屈を

付けて、目的のためには手段を択

ばぬ取り組みは、住民にとって日々

の暮らしに必要な実情を無視す

るのも甚だしい。

一、太陽光発電事業が、「10年

後には、住民のエネルギー負担を

半額にするための一環」と云うの

は、単なる口実で、質問でも述べ

たとおり、非現実的な絵空事に過

反対せざるを得なくなりまし

従って、私はこの旨述べて、特別

会計の全会計に反対しました。

新年度当初予算は、一般会計、

特別会計の全会計共に、3対2の

賛成多数で可決成立しました。

但し、タブレット条例との整合が

問われてはいます。Ⅱ笹岡

今議会は職員懲戒処分事件

に始まって、行政による議員の告

訴問題など、かつて、本村では経

験のない、事件処理議会と言える

ような状況の中で始まりました。

そうした中、防災行政無線の「法

令違反による放送停止」とする、

虚偽記載による広報での放送打

ち切り通報、(株)TOSHIMAの利

益金の返還契約違反と云った、こ

れまた経験のない案件で、審議の

大部分を占める、異常ともいえる

問題の多い議会でした。

住民の皆さんの大事な要望が、

この陰に薄れた感のあるのを否

めない、申し訳ない思

いを強く抱いた議会

でした。寿一



総務省問題

接待で行政ゆがめる

菅首相、否定できず

共産党・山添拓^{参院議員}国会で^{東北新社・NTT両社長}ただす

日本共産党の山添拓議員は3月15日の参院予算委員会で、放送・通信事業に許認可権限を持つ総務行政を接待でゆがめた疑いについて、参考人として出席した放送関連会社「東北新社」の中島信也社長、NTTの澤田純社長をただしました。

山添氏は、東北新社の外資規制違反の可能性について、木田由紀夫元役員以外に、総務省幹部を接待した二宮清隆前社長、三上義之前取締役、首相長男の菅正剛氏が認識していたのかと質問。中島社長は「二宮、三上、木田は認識していた」と認め、正剛氏については「報告を受けていない」と答えました。

山添氏は、規制違反の可能性があるのでBS放送認定と、違反の可能性を脱法的に回避する子会社への事業承継が見過された指摘。総務省の検討会でも同社側の望む方向で報告書案がつけられたとして、「その間、接待が続けられ、正剛氏が重要な役割を果たしたことがうかがわれる」と強調しました。

菅首相は「総務省の第三者委員会に対応する」と答弁。山添氏は「行政がゆがめられたことはない」と答弁してきたのに、否定できなくなっているではないか」とただしました。



日本共産党の主な政策

- 野党統一と市民連合の団結で衆院選を勝利し、野党連合政権を実現して、憲法破壊と強権政治の菅政権と政権交代をしよう！
- 平和と民主主義を蹂躪する戦争法と特定秘密保護法、共謀罪法を廃止しましょう！
- 消費税の廃止を前提にして、当面5%に減税します！
- 沖縄の辺野古米軍基地建設に反対します！
- 「森友・加計疑惑」を明らかにし、国政の私物化を許しません！

日本共産党の東京選出の国会議員

衆議院議員

参議院議員



宮本 徹



筈井 亮



小池 晃



田村 智子



吉良 よし子



山添 拓